（法第三百八十一条の三第一項の期日における手続等）

第二百三十一条の四　裁判所及び当事者は、法第三百八十一条の三（法定審理期間訴訟手続の審理）第一項の期日において、訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うものとする。

2　裁判長は、前項の期日前に、当事者から、当該期日において訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うために必要な事項の聴取をすることができる。

3　裁判長は、前項の聴取をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（準備書面の記載）

第二百三十一条の五　当事者は、法定審理期間訴訟手続において準備書面を作成するときは、主要な争点とこれに関連する事実とを明確に区別して、簡潔に記載しなければならない。

2　当事者は、前項の関連する事実の記載に当たっては、できる限り、主要な争点に関連する重要な事実に限って記載しなければならない。

（証拠の申出）

第二百三十一条の六　当事者は、法定審理期間訴訟手続における証拠の申出に当たっては、証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選して、これをしなければならない。

（法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項の確認・法第三百八十一条の三）

第二百三十一条の七　裁判長は、法第三百八十一条の三（法定審理期間訴訟手続の審理）第四項の規定による確認をするために必要があるときは、当事者に対し、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項及びこれに関連する各当事者の攻撃又は防御の方法の要旨を記載した書面を提出することを命ずることができる。

2　法第三百八十一条の三第四項の規定により法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項が期日において確認されたときは、当該事項を電子調書に記録しなければならない。当該事項が期日外において確認されたときは、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官は、裁判所書記官に当該事項を記録した電子調書を作成させるものとする。

（通常の手続への移行・法第三百八十一条の四）

第二百三十一条の八　法第三百八十一条の四（通常の手続への移行）第一項第一号の申出は、期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

2　法第三百八十一条の四第一項の決定があったときは、裁判所書記官は、速やかに、訴訟が通常の手続に移行した旨を当事者に通知しなければならない。

（法定審理期間訴訟判決の表示）

第二百三十一条の九　法定審理期間訴訟手続の電子判決書には、法定審理期間訴訟判決と表示しなければならない。

（異議・法第三百八十一条の七）

第二百三十一条の十　第二百十七条（異議申立ての方式等）及び第二百十八条（異議申立権の放棄及び異議の取下げ）の規定は、法定審理期間訴訟手続の終局判決に対する異議について準用する。

第八編　［略］

（電子支払督促のファイルへの記録の方式）

第二百三十三条　裁判所書記官は、電子支払督促を作成してファイルに記録するときは、当該電子支払督促が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子支払督促の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第七編　［同上］

（支払督促の原本・法第三百八十七条）

第二百三十三条　支払督促の原本には、これを発した裁判所書記官が記名押印しなければならない。